

ガス小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の 事後評価について

(趣旨)

旧一般ガスみなしガス小売事業者3社（原価算定期間中の熱海ガスは対象外）のガス小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の事後評価について、2022年11月14日に開催された料金制度専門会合において、事務局にて行った評価を確認いただいたため、その確認結果を報告するとともに、経済産業大臣への回答についてご審議いただく。

主なポイント

1. 料金制度専門会合における事後評価の確認結果について

本省所管の対象事業者1社（東邦ガス）及び経産局所管の対象事業者2社（日本ガス及び南海ガス）の計3社のガス小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の事後評価について、料金制度専門会合において、事務局にて行った評価を確認いただいたため、その確認結果について、資料5—1のとおり報告する。

2. 経済産業大臣への回答について

本省所管の対象事業者1社について、10月27日付けにて、経済産業大臣から本委員会委員長宛てに意見を求められていることから、委員会として、回答案（資料5—2）のとおり、値下げ認可申請の必要があると認められる事業者はいなかった旨、回答を行うこととしたい。

なお、経産局所管の対象事業者2社については、事後評価の事務を委任している各経産局において、委員長名で経済産業局長宛てに回答を行うこととなる。

(参考) 経緯・開催実績

2022年10月27日	経済産業大臣及び経済産業局長から 電力・ガス取引監視等委員会へ意見聴取
11月1日	第394回電力・ガス取引監視等委員会
11月14日	第25回料金制度専門会合
11月22日	第396回電力・ガス取引監視等委員会（本日） （経済産業大臣への回答の審議）

以上

ガス小売経過措置料金に係る 原価算定期間終了後の事後評価

第25回 料金制度専門会合
事務局提出資料

2022年11月14日（月）



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

目次

1. ガス小売経過措置料金の事後評価について
2. 総評

1. ガス小売経過措置料金の事後評価について（1）

- 2017年4月のガス小売全面自由化後において、ガス小売事業者が設定する料金は自由であることが原則であるものの、事業者間の適正な競争関係が認められないこと等により使用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められる場合に、経済産業大臣が指定した供給区域等においては、経過措置として小売料金規制を存置することとされている。
 - － 現時点において、経過措置料金規制の対象となる旧一般ガスみなしガス小売事業者は4社（※）
- 旧一般ガスみなしガス小売事業者のガス小売経過措置料金については、ガス事業法に基づき、経済産業大臣が、原価算定期間終了後に毎年度、規制部門のガス事業利益率が必要以上に高くなっていないかなどを確認する事後評価を行うこととなっている。
 - － 熱海ガスなど経産局所管の事業者の事後評価については、経産大臣から供給区域を所管する経済産業局長に権限委任
- 今般、2022年10月27日付けで経済産業大臣及び経済産業局長から電力・ガス取引監視等委員会に対して、旧一般ガスみなしガス小売事業者4社のうち原価算定期間中の熱海ガスを除く3社のガス小売経過措置料金の事後評価について意見の求めがあったことから、料金制度専門会合において、事務局にて行った評価をご確認いただきたい。

※旧一般ガスみなしガス小売事業者4社

<本省所管> 東邦ガス

<関東経産局所管> 熱海ガス、日本ガス

<九州経産局所管> 南海ガス

1. ガス小売経過措置料金の事後評価について（2）

- ガス小売経過措置料金の事後評価に際しては、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（20170329 資第5号）第2（8）④に基づき、以下の基準に沿って確認を行うこととされているところ、事務局にて評価を行った結果はスライド6のとおり。

＜ステップ1＞ 規制部門のガス事業利益率による基準

個社の規制部門のガス事業利益率（ガス事業利益／ガス事業収益）の直近3カ年度平均値が、旧一般ガスみなしガス小売事業者4社の規制部門のガス事業利益率の過去10カ年度平均値を上回っているかどうかを確認

＜ステップ2＞ 規制部門の超過利潤累積額による基準又は自由化部門の収支による基準

前回料金改定以降の超過利潤の累積額が一定水準額（本支管投資額（過去5年平均）または事業報酬額のいずれかの額）を超えているかどうか、または自由化部門の収支が直近2年度間連続で赤字であるかどうかを確認

⇒ 上記のステップ1に該当し、かつ、ステップ2のいずれかに該当する場合には、経済産業大臣が料金変更認可申請命令の発動の要否を検討

(参考 1) 料金変更認可申請命令に係る審査基準

- 原価算定期間終了後に料金改定を行っていない旧一般ガスみなしガス小売事業者については、
 <ステップ 1> 規制部門のガス事業利益率による基準、<ステップ 2> 規制部門の超過利潤累積額による基準又は自由化部門の収支による基準で得られた情報を基に、第 3 弾改正法附則第 2 2 条第 4 項に基づく料金変更認可申請命令の発動の要否の検討を行う（※ 1）。

※ 1：「原価算定期間終了後、評価開始日までに料金改定を実施」または「既に料金改定を発表している」場合は事後評価の対象外

<ステップ 1> 規制部門のガス事業利益率による基準

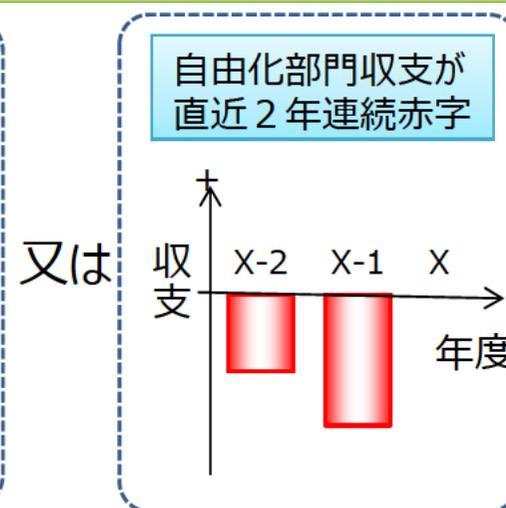
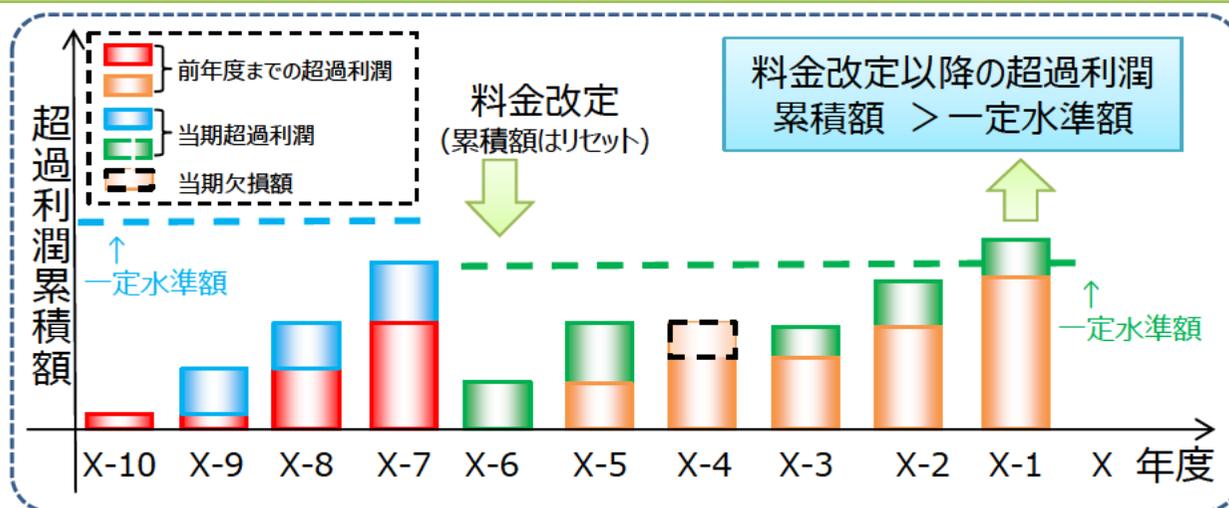
→ 個社の規制部門のガス事業利益率（ガス事業利益 / ガス事業収益）の直近 3 年度平均値が、旧一般ガスみなしガス小売事業者 4 社の規制部門のガス事業利益率の過去 10 年度平均値を上回っているかどうかを確認。

- ① 該当会社の規制部門におけるガス事業利益率（直近 3 年度平均）
- ② 旧一般ガスみなしガス小売事業者 4 社の規制部門におけるガス事業利益率（過去 10 年度平均）

➤ ① > ② の場合 → ステップ 2 へ

<ステップ 2> 規制部門の超過利潤累積額による基準又は自由化部門の収支による基準

→ 前回料金改定以降の超過利潤（≒ 当期純利益 - 事業報酬）の累積額が一定水準額（本支管投資額（過去 5 年平均）又は事業報酬額のいずれかの額）を超えているかどうか、又は自由化部門の収支が直近 2 年度間連続で赤字であるかどうかを確認。



料金変更認可申請命令
 発動の要否を検討

1. ガス小売経過措置料金の事後評価について（3）

- 原価算定期間終了後に料金改定を行っていない日一般ガスみなしガス小売事業者3社（熱海ガス（※1）以外）について、審査基準に基づく評価を実施した結果、料金変更認可申請命令発動の要否の検討対象となる事業者はいなかった。

※1：熱海ガスは、原価算定期間（2022年1月～2024年12月）が終了していないため事後評価の対象外。

（単位：百万円）

審査基準の評価結果		本省所管	経産局所管（各局で評価）		4社
		3月決算	3月決算	3月決算	
		東邦	日本 （関東・南平台地区）	南海	
ステップ1	A 規制部門のガス事業利益率による基準				
	3カ年度平均 ① ※2	△8.5%	△14.1%	△2.0%	
	4社10カ年度平均 ②				△1.2%
	4社10カ年度の平均を上回っているか。（①>②か）	No	No	No	
評価結果	変更認可申請命令の対象となるか。	No	No	No	

※2：各年度の規制部門のガス事業利益率（%）の単純平均

（出典：各事業者の部門別収支計算書、各事業者へのヒアリングにより当委員会事務局作成）

(参考2) 各社概況 (東邦ガス)

<個別決算の概要 – 対前年比較>

(単位：億円)

	2020年度	2021年度	差異	
営業収益	3,398	4,001	※1	603 (17.7%)
営業費用	3,334	3,892	※2	558 (16.7%)
うち原材料費	1,282	1,678		396 (30.9%)
営業損益	64	109		45 (70.3%)
経常損益	127	182		55 (43.3%)
当期純損益	105	137		32 (30.5%)

● 個別決算・主な増減内容の説明

※1: 販売単価の上昇や電気事業の売上増加などから売上高は前期比17.7%増の4,001億円となった。

※2: 原油価格の上昇等を受けて原材料費が増加したことなどから、営業費用全体では前期比16.7%増の3,892億円となった。

<部門別収支の概要 – 対前年比較>

(単位：億円)

		2020年度	2021年度	差異	
一般需要部門 (自由化部門)	営業収益	2,185	※1 2,580	395	(18.1%)
	営業損益	120	※1 120	0	(0.3%)
	当期純損益	135	132	△ 3	(△2.6%)
指定旧供給区域 等需要部門 (規制部門)	営業収益	322	286	△ 36	(△11.2%)
	営業損益	△ 34	※1 △ 27	7	
	当期純損益	△ 21	※1 △ 17	4	
その他部門	営業収益	890	1,134	244	(27.4%)
	営業損益	△ 21	17	38	
	当期純損益	△ 9	21	30	

● 部門別収支・算定結果の説明

※1: 部門別収支を算定した結果、営業損益は一般需要部門(自由化部門)が120億円(利益)、指定旧供給区域等需要部門(規制部門)が△27億円(損失)となり、営業利益率は自由化部門が4.7%、規制部門が△9.4%となった。また、当期純損益は自由化部門が132億円(利益)、規制部門が△17億円(損失)となった。

<規制部門の料金原価と実績との比較>

(単位：億円)

	2015~2017年度 料金原価 (3か年平均)	2019~2021年度 決算 (3か年平均)	差異
ガス事業営業収益 (a)		307	
ガス事業営業費用 (b)	907	335	△572
原材料費	334	71	△263
労務費	151	66	△85
修繕費	44	21	△23
消耗品費	22	10	△11
委託作業費	90	41	△49
租税課金	39	17	△21
需要開発費	40	15	△25
減価償却費	134	62	△72
その他経費	48	29	△19
差引額 (a - b)		△27	

(注) 単位未満切り捨てのため、合計等が合わない場合がある。
料金原価の原価算定期間は、2015~2017年度の3事業年度。

(参考3) 各社概況 (経産局所管 - 3月決算)

(単位：百万円)

	日本			南海		
	2020年度	2021年度	差異	2020年度	2021年度	差異
個別決算 (全社) の概要						
営業収益	110,853	103,351	△7,515 (△6.8%)	446	482	36 (8.1%)
営業費用	102,044	96,390	△5,654 (△5.5%)	451	495	44 (9.8%)
営業損益	8,808	6,960	△1,848 (△21.0%)	△5	△13	△8
経常損益	10,538	9,835	△703 (△6.7%)	7	1	△6 (△85.7%)
当期純損益	7,762	8,706	944 (12.2%)	12	0	△12 (△95.8%)
部門別収支の概要						
一般需要部門 (自由化部門)						
営業収益	12,162	13,394	1,232 (10.1%)	79	87	8 (10.1%)
営業損益	686	142	△544 (△79.3%)	△0	△0	△0
当期純損益	716	418	△298 (△41.6%)	0	0	△0
指定旧供給区域等需要部門 (規制部門)						
営業収益	27	28	1 (3.7%)	366	394	28 (7.7%)
営業損益	△4	△4	0	△5	△12	△7
当期純損益	2	1	△1 (△50.0%)	11	0	△11 (△95.5%)
その他部門						
営業収益	98,664	89,927	△8,737 (△8.9%)	-	-	-
営業損益	8,126	6,822	△1,304 (△16.0%)	-	-	-
当期純損益	7,043	8,286	1,243 (17.6%)	-	-	-

(出典：各事業者計算書類及び部門別収支に基づき当委員会事務局にて作成)

2. 総評

(評価の結果)

- 審査基準のステップ1の〔ガス事業利益率による基準〕については、個社の直近3カ年度平均の利益率が4社10カ年度平均の利益率を上回る会社はいなかった。
- 上記より、原価算定期間終了後に料金改定を行っていない旧一般ガスみなしガス小売事業者3社（熱海ガス以外）について、審査基準に基づく評価を実施した結果、変更認可申請命令発動の要否の検討対象となる事業者はいなかった。

(結論)

- 以上を踏まえ、今回事後評価の対象となった旧一般ガスみなしガス小売事業者について、現行の料金に関する値下げ認可申請の必要があるとは認められなかった。

経済産業省

20221028電委第1号
令和4年11月●日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

旧一般ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給区域等小売供給約款における料金を算定した際に定められた原価算定期間又は原資算定期間終了後に経済産業省が毎年度行う定期的な評価について（回答）

令和4年10月27日付け20221018資第7号により貴職から当委員会に意見を求められた上記の件について、審査を行いました。

審査の結果、下記の対象事業者について、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（20170329資第5号）第2（8）④に照らし、値下げ認可申請の必要があるとは認められませんでした。

記

（対象事業者）

・東邦瓦斯株式会社

法人番号2180001022387

経済産業省

20221018資第7号
令和4年10月27日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

旧一般ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給区域等小売供給約款における料金を算定した際に定められた原価算定期間又は原資算定期間終了後に経済産業省が毎年度行う定期的な評価について

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等(20170329資第5号)第2(8)④の旧一般ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給区域等小売供給約款における料金を算定した際に定められた原価算定期間又は原資算定期間終了後に経済産業省が毎年度行う定期的な評価について、下記の対象事業者について貴委員会の意見を求めます。

記

(対象事業者)

・東邦瓦斯株式会社

法人番号2180001022387